

大分県社会福祉施設(障害福祉関係)整備選定基準

	審査項目 (審査対象)	審査項目(小項目)	選定対象外項目 ※1つでも該当する場合、選定されない	
I 方針	1. 優先的採択事業	優先的採択事業(別紙1)		
II 事業の 必要性	3. 事業の必要性	定員増の場合 (創設、増築又は 大規模修繕 等の一部)	3-1. 利用者のニーズ	
		定員に増減が ない場合 (改築)	3-2. 市町村障がい福祉 計画との整合性	×:サービスの必要見込みが10割を超えている
			3-1. 築年数	×:10年未満
	定員に増減が ない場合 (大規模修繕 等)	3-2. 老朽度	(木造:老朽度調査) ×:4500点超 (RC造:現存率) ×:70%超	
4. 市町村における施設整備の客 観的必要性	3-1. 修繕の必要性	×:必要性について明確に説明できない		
III 事業の 確実性	5. 用地の確保		×:用地の確保について書面で確認できない (農地転用未了、抵当権付土地等、事業に支障がある場合を含む)	
	6. 設備基準		×:設備基準に適合しない	
	7. 職員配置について		×:職員確保の見通しが不明確	
	8. 資金の確保		×:資金確保の見通しが不明確	
	9. 事業収支の見通 し	現に社会福祉 事業を運営し ている法人	決算状況	
新たに社会 福祉事業を運 営する法人		運営資金の確保	×:年間事業費の1/12以上確保できていない	
IV 立地 条件	9. 公共交通			
	10. 防災		×:土砂災害警戒特別区域等の規制により建築許可の見通しが不明確	
	11. 周辺住民の理解			
V 法人 運営	12. 運営状況	現に社会福祉 事業を運営し ている法人	実地指導の状況	×:過去に実地指導で文書指摘を受け、改善していない事項がある
		新たに社会 福祉事業を運 営する法人	運営体制の確保	×:申請時点で法人格を取得していない

※ 審査項目で1箇所でも×がある場合は、審査対象外とする。